茨木市養育支援訪問事業実施要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の９の規定に基づき本市が行う養育支援訪問事業について、児童福祉法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成21年３月16日雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（訪問事業の内容）

第２　本市が行う養育支援訪問事業（以下「訪問事業」という。）の内容は、養育に関する相談、指導及び助言、養育技術の提供その他市長が特に必要と認める内容とする。

（対象家庭）

第３　訪問事業の対象となる家庭（第４第２項第２号において「対象家庭」という。）は、次に掲げる家庭とする。

(1) 引きこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭

(2) 子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭

(3) 児童虐待のおそれや可能性を抱える家庭

(4) その他市長が養育上支援が必要と認める家庭

（中核機関）

第４　訪問事業の中核となる機関（次項及び第７第２項において「中核機関」という。）は、こども支援センターとする。

２　中核機関は、次に掲げる事項を行う。

(1) 訪問支援計画の策定

(2) 対象家庭に対する他の支援との連絡調整

(3) 訪問事業による支援の進行管理

（利用の申請）

第５　訪問事業を利用しようとする者（第６第１号及び第７第１項において「利用予定者」という。）は、茨木市養育支援訪問事業利用申請書（様式第１号）により市長に申請するものとする。

（関係機関からの訪問事業の実施の依頼）

第６　子育て支援等に関係する機関（第７第２項において「関係機関」という。）は、訪問事業の実施を市長へ依頼するときは、茨木市養育支援訪問事業実施依頼書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 利用予定者の茨木市養育支援訪問事業利用同意書（様式第３号）
(2) 訪問支援個票（様式第４号）
（訪問事業の実施の決定等）
第７　市長は、第５の規定による申請又は第６の規定による依頼があったときは、その内容を審査し、必要な検討を行い、特に支援が必要と認めたものについて訪問事業の実施を決定し、利用予定者に対し茨木市養育支援訪問事業決定通知書（様式第５号）により通知する。
２　中核機関は、市長が前項の規定による決定をしたときは、関係機関と協議の上、訪問支援計画を策定する。
（訪問支援者）
第８　訪問支援者は、市職員とする。
（訪問支援者の身分証）
第９　訪問支援者が第７第２項の訪問支援計画に基づき第７第１項に規定する決定を受けた者（第10において「利用者」という。）の家庭を訪問するときは、次の各号に掲げる訪問支援者の区分に応じ、当該各号に定める身分を証する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(1) 職員（支援担当員として任用された会計年度任用職員を除く。）　職員証明書
(2) 支援担当員として任用された会計年度任用職員　茨木市訪問支援者証明書（様式第６号）
（訪問支援者による報告）
第10　訪問支援者は、第７第２項の訪問支援計画に基づき利用者の家庭を訪問したときは、訪問支援報告書（様式第７号）を作成するものとする。
（その他）
第11　この要綱に定めるもののほか、訪問事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成16年７月27日から実施する。

附　則

（実施期日）
１　この要綱は、平成22年２月17日から実施する。
（経過措置）
２　この要綱の実施の際、現にこの要綱による改正前の茨木市育児支援家庭訪問事業実施要綱第５の規定により委嘱されている支援員は、改正後の茨木市養育支援訪問事業実施要綱第11の規定により委嘱されている支援員とみなす。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成29年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の日の前日において家庭訪問支援員である者の任期は、この要綱による改正前の茨木市養育支援訪問事業実施要綱第11第２項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市養育支援訪問事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

様式第１号（第５関係）

茨木市養育支援訪問事業利用申請書

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住所
氏名
（電話番号　　）

私は、茨木市養育支援訪問事業実施要綱に基づく訪問による支援の利用を申請します。

記

訪問による支援を希望する理由　（必ず記入してください。）

世帯の状況

氏　名	申請者との続柄	性別	年齢	備　考

様式第２号（第６関係）

茨木市養育支援訪問事業実施依頼書

年　　月　　日

（依頼先）茨木市長

（機関名）
（代表者名）
（電話番号）

別紙訪問支援個票に記載する家庭に対し、茨木市養育支援訪問事業実施要綱に基づく訪問による支援の実施を依頼します。

様式第３号（第６関係）

茨木市養育支援訪問事業利用同意書

年　　月　　日

（提出先）茨木市長

住所
氏名
（電話番号　　）

私は、茨木市養育支援訪問事業実施要綱に基づく訪問による支援の利用に同意します。

記

訪問による支援を希望する理由　（利用を申請される方は必ず記入してください。）

世帯の状況

氏　名	同意者との続柄	性別	年齢	備　考

様式第４号（第６関係）　**訪　問　支　援　個　票**　　記入日　　年　　月　　日

関係機関（　　）電話・内線（　　）　担当記入者名
訪問日時（　　月　日、　時　　分）訪問先住所（　　）電話（　　）
１養育者氏名　　続柄（　　）　年　　月　　日生　（　　）歳
２養育者氏名　　続柄（　　）　年　　月　　日生　（　　）歳
３児童氏名　　続柄（　　）　年　　月　　日生　（　　）歳
家族構成　（　　）

項　　目			養育支援が必要となりやすい要素の要約		総 合 的 判 断
子どもの状況	①	出生状況			対象家庭の状況
	②	健診受診状況			
	③	健康状態（発育･発達の遅れ）			
	④	情緒の安定性			
	⑤	問題行動			
	⑥	日常のケア状況･基本的な生活習慣			
	⑦	養育者との関係性（分離歴・接触度など）			
養育者の状況			養育者１（　）	養育者２（　）	機関の意見
	①	健康状態			
	②	生育歴			
	③	親や親族との関係性			
	④	妊娠経過・分娩状況			
	⑤	うつ的傾向等			
	⑥	性格的傾向			
	⑦	家事能力・養育能力			
	⑧	子どもへの思い・態度			
	⑨	問題意識・問題対処能力			
	⑩	相談できる人がいる			
養育環境	①	夫婦関係			その他
	②	家族形態の変化及び関係性			
	③	経済状況・経済基盤・労働状況			
	④	居住環境			
	⑤	居住地の変更			
	⑥	地域社会との関係性			
	⑦	利用可能な社会資源			

調査訪問結果

訪問の受け入れ（受容的・消極的）

期待できる地域の人材や社会資源

現在のサポート状況：

総合的所見・判断（　　/　　）

家族構成

＊児童相談所への通告の必要性〔なし・あり（　　/　　）連絡〕

養育支援計画と役割分担　　支援計画（　　/　　）作成

	支援の必要な部分	何を行うか	誰が行うか	どのような方法で	いつまでに	実施結果	実施後の状況
子どもへの支援							
養育者への支援							
養育環境への支援							

＊中核機関担当者氏名　　訪問支援者氏名

様式第５号（第７関係）

茨木市養育支援訪問事業決定通知書

年　　月　　日

様

茨木市長

申請
年　　月　　日付けで　　のありました茨木市養育支援訪問事
同意
業実施要綱に基づく訪問による支援について、次のとおり決定したので通知します。

記

期間（予定）：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

日数（予定）：　　月・週　　日

様式第６号（第９関係）

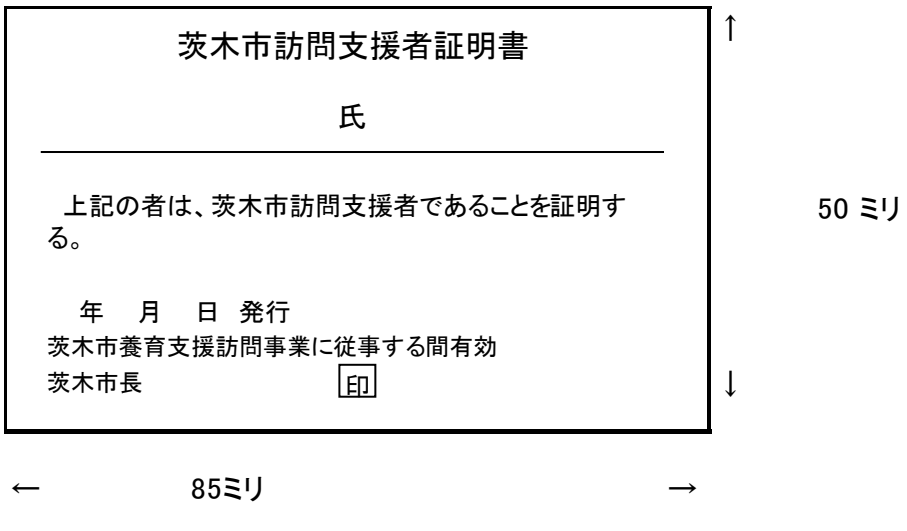
茨木市訪問支援者証明書
氏
上記の者は、茨木市訪問支援者であることを証明する。
年　月　日　発行
茨木市養育支援訪問事業に従事する間有効
茨木市長
印
50 ミリ
85ミリ

様式第７号（第10関係）

訪　問　支　援　報　告　書

年　　月　　日

訪問先氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	支援計画					訪問結果（訪問日時等）	今後の方策等
	支援の必要な部分	何を行うか	誰が行うか	どのような方法で	いつまでに		
子どもへの支援							
養育者への支援							
養育環境への支援							